

資料2

(案)

# 鳥取市人権施策基本方針

第3次改訂

(第2稿)

令和 年 月

鳥取市

# 目 次

## はじめに

### 第1章 基本的な考え方

1 基本方針の位置づけ	P 2
2 人権施策とは	P 3
3 人権尊重の基本理念	P 3

### 第2章 取組の経緯

### 第3章 基本的施策の推進と体制の確立

1 基本方針と基本的施策	P 5
(1) 人権擁護の推進	P 6
(2) 人権意識の高揚を図る取組	P 7
(3) 地域共生社会に向けた取組	P 8
2 推進体制の確立	P 9
(1) 庁内推進体制の強化	P 9
(2) 関係機関等との協働・連携	P 9
(3) 進行管理	P 9

### 第4章 さまざまな人権問題

○ 同和問題（部落差別）	P 9
○ 男女共同参画に関する人権問題	P11
○ 障がいのある人の人権問題	P14
○ 子どもの人権問題	P18
○ 高齢者の人権問題	P21
○ 外国人の人権問題	P24
○ 病気にかかわる人の人権問題	P26
○ 個人のプライバシーの保護	P28
○ アイヌの人々の人権問題	P30
○ 刑を終えて出所した人の人権問題	P32
○ 犯罪被害者やその家族又は遺族の人権問題	P33
○ 性的マイノリティの人権問題	P34
○ ハラスメント（職場における）に関する人権問題	P36
○ 生活困窮者の人権問題	P37
○ インターネットにおける人権問題	P39
○ 災害時における人権問題	P40
○ 自死にかかわる人の人権問題	P42

## おわりに

参照 用語の解説	P44
----------	-----

## はじめに

人権は、すべての人が生まれながらにもっている権利であり、私たちが明るく住みよい社会を築き上げていくうえで大切なものです。

本市は、平成 19（2007）年、すべての人権施策の基本となる考え方や方向性を示す「鳥取市人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。

その後、平成 23（2011）年の「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の施行に伴い、平成 25（2013）年 4 月に第 1 次の改訂を行い、人権問題の解消に向けてさまざまな事業を展開してきました。

しかしながら、私たちの社会には、依然としてたくさんの人権問題が存在しています。さらには、情報技術の進展など社会情勢が変化する中で、新たな人権課題が生じるなど、人権問題は複雑化、多様化してきています。

平成 28（2016）年、市内全域の 15 歳以上の市民 5,000 人を対象に行った「同和（部落）問題等人権問題に関する意識調査（以下「市民意識調査」という。）」でも、人権に関わるさまざまな課題が提起されました。

同年は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ（P49 参照）解消法」という。）、部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）の施行、さらには、ストーカー（P47 参照）行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の改正、また令和元（2019）年には、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が、令和 2（2020）年には、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が、令和 5（2023）年には、こども基本法、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行され、孤独・孤立対策推進法、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が制定されるなど、差別問題や人権課題関連の法整備が進んでいます。

令和 2（2020）年 1 月、日本国内でも、新型コロナウイルスの感染者が確認されると、感染症は全国に拡がりました。そして、未知なる感染症への恐怖から、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や偏見、いじめなどの人権問題が発生しました。同年 4 月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊

急事態宣言が発出され、学校の休校、イベントの自粛、不要不急の外出を控える等の要請がなされ、私たちの生活様式は、非接触型へと転換を迫られるとともに、経済活動も停滞しました。

本市では、令和3（2021）年4月に、本市の新たな時代にふさわしいまちづくりを進めるため、SDGsの視点も取り入れた、第11次鳥取市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定し、1「ひと」を大切にするまちづくり、2「鳥取らしさ」を大切にするまちづくり、3「市民一人ひとり」によるまちづくり、をまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方として定めました。人口減少、少子高齢化、核家族化の進展に伴う単身世帯や単身高齢者の増加といった世帯構造の変化や、地域におけるコミュニティー意識の希薄化、地域活動の担い手不足、さらにはコロナ禍等の社会情勢の変化を受け、複雑化、多様化した社会的孤立、ひきこもり、生活困窮、8050問題などを課題として挙げました。これらの課題を解決し、「ひと」を大切にするまちづくりを進めていくためには、「鳥取市自治基本条例」協働のまちづくり（P45 参照）の理念に基づき、誰もが住み慣れた地域で、共に助け合い、支え合いながら、生きがいを持ち、いつまでも安心して暮らせる地域共生社会づくりが求められています。

こうした人権を取り巻く状況の変化を踏まえたうえで、この度「基本方針」の第3次の改訂を行いました。

今後は、この「基本方針」を基に、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、差別や偏見、人権侵害のない社会の実現をめざし、より一層総合的で計画的な人権施策の推進に努めてまいります。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本方針の位置づけ

この「基本方針」は、本市の人権施策の基本的な考え方や方向性を示すものであり、人権尊重の視点に立った施策を推進していく指針となるものです。

そして、すべての市民がこの「基本方針」を踏まえ、人権に関する認識や問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った自主的な取組を積極的に展開されることを期待するものです。

また、この「基本方針」は、平成23（2011）年に制定された「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」において、市長が策定する人権施策の総合的かつ

計画的な推進を図るための基本となる方針として位置付けられています。

さらには、「総合計画」におけるまちづくりの目標「誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち」に関連する個別計画としても位置付けられています。

## 2 人権施策とは

「人権施策」とは、人間らしく生きる権利を保障するすべての施策のことを総称しています。その内容は、基本的人権を市民に保障する施策であり、差別や人権侵害によって損なわれている人権を市民に回復させる施策です。

また、差別や虐待などの人権侵害をなくすために取り組む施策であり、人権意識を育む教育・啓発です。

さらに、差別や人権侵害に対して、被害を受けた人たちの自立に至るまでの総合的な支援を行う人権擁護に資する施策をいいます。

## 3 人権尊重の基本理念

昭和 23（1948）年、第 3 回国際連合総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。その第 1 条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。(抜粋)」と示されています。この理念は人類普遍の原理であり、日本国憲法においても「法の下の平等」及び「基本的人権の尊重」が定められています。

また、人権教育・啓発の分野では、平成 6（1994）年の第 49 回国際連合総会で「人権教育のための国連 10 年」の決議が採択され、世界各国で「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。この決議を受け、平成 9（1997）年、日本においても「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」が策定されました。この計画の中で、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV（P44 参照）感染者、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組んでいくことが示されました。

本市においても、こうした理念に基づき、本市に暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、さまざまな施策を展開して

いるところです。

## 第2章 取組の経緯

戦後、日本は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を原則とする日本国憲法を制定しました。この憲法に基づいて、各地方自治体では、地方自治の確立、選挙制度の改革、福祉政策の転換、男女平等の追求、教育制度の改革など、多くの改革が進められ、本市においても具体的に人権を保障する諸制度を作り、さまざまな取組を推進しています。

しかしながら、戦後の日本社会の急激な構造変化によって、憲法制定当時には想定できなかった問題が発生し、本市においても多くの人権課題が存在し続けるとともに、新たな課題も生み出されてきました。

昭和 40（1965）年の「同和対策審議会答申」を受け、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が、さらには、昭和 57（1982）年には「地域改善対策特別措置法」が施行されました。

本市では、こうした法律の施行以前から同和行政や同和教育を推進しており、同和問題の解決に向けた取組は既に行われていました。

そして、この人権問題の解決に向けた潮流は、昭和 62（1987）年の「人権尊重都市宣言」、そして、平成 6（1994）年の「鳥取市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする条例」の制定に発展し、本市のあらゆる人権課題の解決へ向けた取組へとつながっていきました。

例えば、同和問題（部落差別）については、平成 4（1992）年に策定した「鳥取市同和対策総合計画」に基づき、平成 22（2010）年度の計画終了まで、差別実態の改善や差別意識の解消、差別事象に対する対応等に取り組んできました。そして、現在においても、こうした取組を継続しているところです。

女性差別の撤廃・男女共同参画の推進については、平成 11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」を基に、平成 14（2002）年に「鳥取市男女共同参画推進条例」を制定し、「鳥取市男女共同参画計画」により男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

障がいのある人への人権問題については、平成 17（2005）年に施行された「障害者基本法」を基に、「鳥取市障がい者計画」を策定し、障がい者が住み慣れた地域で自立し社会参加することができる「共生社会」の実現に向けた施策に取り

組んできました。

また、平成 12（2000）年、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」が制定され、平成 13（2001）年に、「人権教育のための国連 10 年」を基に「鳥取市行動計画」を策定し、人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現をめざし、市民集会の開催や各種の研修会などに取り組んできたところです。

そして、平成 19（2007）年、すべての人権施策の基本となる考え方や方向性を示す「基本方針」を策定しました。

その後、平成 23（2011）年の「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の施行に伴い、平成 25（2013）年に第 1 次改訂を実施、平成 28（2016）年に行つた「市民意識調査」に基づき、平成 30（2018）年に、新たな人権課題等を反映し、第 2 次改訂を行いました。

第 2 次改訂後の取組としては、令和 4（2022）年 1 月に、「鳥取市犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、令和 5（2023）年 3 月には、コロナ禍や多様化する人権課題を踏まえ「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の一部改正を行いました。新たな人権課題として「感染症、犯罪被害者及びその家族又は遺族、性的指向及び性自認」を明記するとともに、事業活動における人権の取組を一層推進させるため、「事業者の役割」の条項を追加しました。

第 3 次改訂は、第 2 次改訂を承継することを基本とし、国の法整備、社会情勢の変化を踏まえるとともに、人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメントによる意見を広く取り入れ、必要な改訂を行いました。

### 第 3 章 基本的施策の推進と体制の確立

#### 1 基本方針と基本的施策

本市のすべての分野において、差別や偏見、人権侵害のない人権尊重都市鳥取市の実現をめざし、差別や人権侵害の現状を踏まえた施策の策定と国・県等の関係機関、人権関係団体、N P O 法人（P44 参照）等との密接な連携により、取組を推進します。

また、新たに制定された人権に関する法律等を広く市民に周知するよう努めるとともに、その法律が示す目的や理念を十分に踏まえながら施策を展開していきます。

さらには、当事者の参画を図るとともに「鳥取市差別のない人権尊重の社会づ

くり協議会」等に意見を聴きながら施策を進めています。

なお、市民参画型の手法を取り入れ、人権啓発等の取組を一層推進するために、平成 11（1999）年に設立した公益財団法人鳥取市人権情報センターとの連携も一層強化していきます。

### （1）人権擁護の推進

差別や人権侵害に対しては、被害を受けた人が自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。

そのため、国・県等の関係機関と連携し、具体的に生じた差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、事象の検証を行い総合的な支援に努めます。

また、インターネット上での人権侵害行為に対しては、**インターネットを悪用することなくお互いの人権を尊重できるよう**、国や県と連携しながらインターネット掲示板の管理者に対し削除要請を行っていきます。併せて、国に実効性のある法律の整備を要望していきます。

人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。

### ○相談・支援体制の充実

人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。人権問題の相談は、同時に生活困窮をはじめ福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合や、心理的ケアが必要なケースもあり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めていきます。

こうした市民の多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援や制度・各相談機関等の存在の周知に努めるとともに、相談に応じる側の専門性を向上させ、他機関との連携を図ることができる人材育成を行う必要があります。

生活困窮者の相談支援の窓口である「中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）」や各地域の相談支援の窓口である「人権福祉センター」をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（P48 参照）（以下「DV」という。）、いじめ、高齢者や子どもへの虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなど、**深刻化する人権相談に対する各種相談員の資質向上に取り組むとともに、支援機関等とも連携した包括的支援体制を構築し、支援体制の充実に努めます。**

## ○ 連携による総合的支援体制の強化

差別や人権侵害、**犯罪被害者**に対しては、被害を受けた人が自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。県や警察、法務局等との密接な連携や適切な役割分担により、**総合的な支援体制を強化し、迅速な対応に努めます。**

## (2) 人権意識の高揚を図る取組

すべての人々が、命の大切さについて自覚し、人権問題を単に知識として理解するのみでなく、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として真摯に受け止めしていくことが不可欠です。**それに加え**、情報社会では、インターネット上の情報を適正に活用しつつ、自らも情報発信による誹謗中傷の加害者にならないよう、情報モラル教育や啓発の取組も必要です。日常の生活の中で、人権問題に敏感に気づくような感性を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図っていく必要があります。

そのため、関係機関や市民団体等と連綿と取り組んできた協働・連携による各種集会や講演会等を継続して開催することや、多様な実施主体による自主的な学習や研修等の活動を支援することで、人権意識の高揚を図る教育・啓発の一層の推進に努めていきます。

子どもたちに対しては、発達段階及び地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域などが、それぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいく人権教育を推進していきます。なお、本市の学校における人権教育に関しては、市教育委員会が策定の「学校人権教育推進プラン」によって、その考え方や取組を示し、人権尊重の精神を涵養する教育を一層進めています。こうした教育・啓発の際に作成・配布する啓発冊子や資料についても、少しでも人権意識の高揚につながる内容や表現となるよう、常に工夫を凝らして作成していきます。

人権意識を高める啓発のあり方については、人権に関する専門機関である公益財団法人鳥取市人権情報センター等と協力し、啓発手法の検討やデジタル化社会に対応した取組を進めていきます。

これらの取組については、定期的に人権に関する意識調査等を実施するなどして、教育・啓発の効果を点検し、施策に反映していきます。

## ○ 人材育成の取組

本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施し

ながら、人材育成に取り組みます。

地域・職場等においては関係機関等と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い、人材育成に努めています。

また、人権問題の解決に向けた活動に取り組む市民団体を、育成・支援していくよう努めています。

### (3) 地域共生社会に向けた取組

#### ○ 誰一人取り残さない地域共生の取組

地域共生社会とは、人々が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティーを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域社会だと言われています（ニッポン一億総活躍プラン 2016（平成 28）年閣議決定）。

そのような社会とするためには、安心して暮らすことのできる地域福祉の推進を基本理念とする「鳥取市地域福祉推進計画」と連携し、①人権課題を含む地域生活課題を「我が事」として住民主体の課題解決の仕組みをつくること、②市町村において、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の包括的な相談支援体制を確立することが必要です。

#### ○ ひとりぼっちをつくらない社会的孤独・孤立の解消

望まない「孤独・孤立」の状態にあり、生きづらさを抱えながらも「助けて」と言えない人たちがいます。孤独・孤立には、家族や集団、制度や社会的役割からの孤立など、さまざまなケースがあり、最悪の場合、「自死」「孤独死」の引き金となってしまいます。孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起り得るもので、社会全体で対応しなければならない問題です（孤独・孤立対策推進法 2023（令和 5）年施行）。

孤独・孤立の問題に対応するため、官民が連携して取り組む「鳥取市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の充実に努めます。さらに、生きづらさを感じる人のSOSに気づける人材「つながりサポーター」の養成に取り組んでいきます。そして、困難事例を把握した場合、多機関で協働する「相談支援包括化推進会議」により個別支援を実施します。

## **2 推進体制の確立**

### **(1) 庁内推進体制の強化**

本市のすべての部署で、人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、関係部局が横断的に連携するよう「鳥取市人権施策推進庁内会議」で調査・検討を行うとともに、連絡、調整などの情報共有や施策の進捗を管理します。さらに「市政推進統括本部会議」で施策方針の決定や情報共有を図ることで、より一層の施策推進を目指します。

### **(2) 関係機関等との協働・連携**

S D G s の理念の浸透や社会課題への関心の高まりから、事業者や地域、N P O 法人や市民ボランティアによる様々な地域貢献活動が行われています。差別のない人権尊重の社会づくりを推進するため、事業者や地域、N P O 法人や市民ボランティアや関係団体と協働・連携し、啓発や取組を推進します。

また、公益財団法人鳥取市人権情報センターとより一層連携し、研修機会の提供、市民啓発の支援及び啓発手法の検討を行います。

さらに、国、県、市町村、関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえ、互いに連携・協力を図りながら効果的で効率的な事業の推進を図ります。

### **(3) 進行管理**

施策の推進に当たっては、基本方針に基づく事業を定期的に評価し、庁内横断的な組織により進行管理を行います。

## **第4章 さまざまな人権問題の取組**

### **○ 同和問題（部落差別）**

#### **(1) 現状と課題**

本市は、「同和対策事業特別措置法」施行以前から今日まで、同和問題の解決に向けて多岐にわたる施策を進めてきた結果、一定の成果をあげてきました。とりわけ、同和地区の実態は住環境面を中心に概ね改善されました。

しかし、同和問題（部落差別）の解決には至っておらず、結婚など人生の節目での差別言動、日常生活における身近な人による差別言動など依然として存在しています。また、差別落書きや戸籍不正取得による身元調査、同和地区かどう

かを問い合わせる事象や、インターネット上の差別を助長する行為も存在しています。

「市民意識調査」の結果では、「現在でも部落差別は存在していると思いますか」との問い合わせに対して、「あると思う」が 46.6%でした。

また、「あなたは、最近被差別部落の人々に対する差別的な発言や行動・落書きなどを直接見聞きされたことがありますか」については、13.8%が「見聞きしたことがある」と回答し、「見聞きしたもので、差別的言動を誰がしたのか」の問い合わせでは、「知人・友人」が 29.5%、「父母や家族」22.7%、「近所の人」19.0%、「職場の同僚等」18.6%となっています。

「同和（部落）問題解決のために、どうしたらよいと思うか」の問い合わせでは、「一人ひとりが自らの差別意識を克服し、差別を解消する行動をする」が 40.0%、「行政は学校教育、社会教育を通じて教育活動、啓発活動を積極的に行う」33.6%、「非民主的な社会制度や不合理な迷信、慣習を改善し人権保障と人権意識の向上をはかる」30.2%、「このままそつとしておけば、自然になくなると思う」23.5%でした。

このような結果を見ても、同和問題（部落差別）の解消に向けた取組が求められていることがわかります。

また、こうした中、インターネット等の情報化の進展に伴う社会状況の変化を踏まえ、平成 28（2016）年 12 月、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律には、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、相談体制の充実を図ることや教育及び啓発を行うよう努めることができます。

さらに、この法律に基づき、令和 2（2021）年 6 月に法務省が「人権擁護に関する世論調査」を実施しました。結果では、全般的に人権問題に対する国民の関心は高く、また、部落差別又は同和問題について一定の知識を有しているものの中で部落差別が不当な差別であるとしているものが 85.8%になるなど、部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいると認められるものの、交際・結婚相手が同和地区出身者であるか否か気にすると答えたものが 15.7%になるなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、このような意識が、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性があります。

また、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や差別や偏見を煽る情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えな

いとしています。

## (2) 施策の推進方針

同和問題（部落差別）の解決に向けて、「差別をしない、許さない」意識の醸成を図り、教育・啓発の推進、相談体制の充実と強化、当事者の自立支援などが必要です。

- ① 地域や市民団体や企業、県、法務局等と連携・協働して、「差別をしない、許さない」意識の醸成を図り、部落差別解消に向けた教育・啓発を推進します。
- ② 地域課題や相談ニーズを踏まえた教育・啓発を実施し、人権と福祉のまちづくりを推進します。
- ③ 具体的な差別事象や、インターネット等の情報化の進展に伴った部落差別に関する状況の変化に対応するため、公益財団法人鳥取市人権情報センターが行う教育・啓発の調査研究への取組を支援するとともに、研修や学習に活用していきます。
- ④ インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷等について、インターネットモニタリングを実施し、削除要請を行うとともに、差別を助長する投稿や人権侵害となる情報が速やかに削除され、被害者の迅速な救済がなされるよう、実効性のある法制度の整備を国に働きかけます。

また、インターネットを利用するためのルールとマナーに対する正しい理解が広がるよう、県や関係機関と連携し、教育・啓発を推進します。

- ⑤ 差別を受けた被害者に寄り添った心理的ケアと自立支援を行うため、県や関係機関と連携・協働し、カウンセリングの実施や相談体制の充実を図るとともに、相談員の人材育成等に取り組みます。
- ⑥ 身元調査につながる戸籍等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とした「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」について、県や県内自治体とも連携を図り一層の周知を図ります。

## ○ 男女共同参画に関する人権問題

### (1) 現状と課題

本市は、男女共同参画社会の実現をめざし、平成11（1999）年8月に「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定以降、さまざまな施策に取り組んできま

した。令和3（2021）年には社会情勢の変化や本市における課題を踏まえ、「第4次男女共同参画かがやきプラン」を策定しその取組を進めているところです。

また、国では少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。これは、女性の就業の拡大をはかり、女性自らの意志によって、希望する職業や個々の能力を十分に発揮できる働き方の実現をめざすものです。

さらに、平成30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」や「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立、令和2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画や女性活躍を推進するための法律や制度が整備されてきています。

本市が令和元（2019）年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「男女市民意識調査」という。）」によると、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、「男女の固定的役割分担意識の存在」が62.6%、「社会的慣習や風潮、制度」が61.8%、「職場における待遇・人事などの格差」が48.8%など、「男らしさ、女らしさ」のような性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みなどによるものであり、まだまだ男女平等の意識が進んでいるとは言えない状況です。

今後、女性がさらに社会で活躍していくためには、本市においても性別における固定的役割分担意識（P47参照）の解消と男性の家事・育児・介護への参画の推進により、ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女ともに自分の希望する生き方ができる社会づくりが求められています。

そのためには、子どもの頃から男女共同参画について学ぶとともに、家庭や職場、地域など社会全体で性別による固定的役割分担意識にとらわれない取組を行うよう理解促進を図ります。その取組に当たっては、メディアからの正しい情報を見極め、自分自身で使いこなす能力（メディアリテラシー（P49参照））を身に付けることが重要となります。

また、人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中で、住民参画のまちづくりが求められています。市内に住んでいる人、学んでいる人、事業を行っている人、地域活動を行っている団体などが連携・協働しながら地域課題を解決するよう、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動や社会活動に参画できる環境づくりなど、男女共同参画の視点を自分たち

の日常生活に反映していく取組が必要です。

「男女市民意識調査」におけるDVの経験を尋ねた結果によると、「直接受けたことがある」の割合が女性は11.6%、男性は4.4%となっています。男性の割合が前回調査（1.8%）と比較し2倍以上となっており、女性だけではなく男性への被害も見受けられます。DVやセクシュアル・ハラスメント（P47参照）、性暴力などの被害者は女性が多く、女性に対する身近な暴力を生み出す背景には、男女の社会的地位や経済の格差、男性優位な社会的構造による問題があると言われています。

本市では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に基づく女性相談支援員として、こども家庭相談センターに「家庭・女性相談員」を3名配置し、相談者の立場に立ち、相談者の自己決定を尊重した対応や支援を行っています。DVやデートDVに係る相談件数は、令和3（2021）年度に133件、令和4（2022）年度に179件と増加しています。

このような状況を踏まえ、DVの無い社会を実現するためには、DVに関する正しい理解を深め、重大な人権侵害であることの認識を深めるための教育や啓発を推進し、DVを根絶する意識を醸成することが必要です。

誰もが健康で安心した生活を送れる社会づくりのために、男女がお互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つこと、また、ライフステージに応じた心身の健康を維持することが大切です。特に女性は妊娠・出産など、男性とは異なる健康の問題に直面する可能性があることから、安心して妊娠・出産・子育てができるための切れ目のない支援が必要です。男女の健康を生涯にわたり、包括的に支援するための取組を進めます。

また、過去の災害経験によれば、大規模災害においては、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されていることから、本市においても女性の視点を取り入れた防災・復興の取組を進める必要があります。

## （2）施策の推進方針

「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえた「鳥取市男女共同参画推進条例」に規定する「鳥取市男女共同参画計画」に基づき、以下の施策等を推進します。

- ① 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動を推進するとともに、男女共同参画に関する地域活動や社会活動を行う団体を支援します。また、子どもの頃から各世代にわたり男女平等を推進する教育・学習を実施します。
- ② 男女共同参画推進の拠点施設である鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」において、男女共同参画への理解促進に向けた啓発活動や情報発信を推進します。
- ③ 誰もが一人ひとりの能力を最大限に發揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と取組を推進するとともに、それぞれのライフステージに応じた育児・介護支援の充実に取り組みます。
- ④ 職場や地域・社会活動の場における女性の活躍を推進するため、それぞれの政策・方針決定過程へ女性が参画しやすい環境整備に取り組みます。
- ⑤ 男女間における暴力の発生を防ぐ環境整備として、性犯罪・性暴力対策の取組に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携し取組を進めます。  
また、被害者が安心して社会生活を営めるよう、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな自立までの支援を行います。
- ⑥ 誰もが心身共に健康で自分らしく暮らすために必要な支援を行います。**また、**性的マイノリティなど多様な性に関して正しい知識を持つ理解者を増やす取組を推進します。
- ⑦ 防災に関する政策などに女性の視点を取り入れるため、女性が参画しやすい仕組みづくりに取り組みます。

## ○ 障がいのある人の人権問題

### (1) 現状と課題

障がい（P46 参照）のある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、平成 18（2006）年に国際連合総会で採択され、我が国においても平成 19（2007）年に署名し、平成 26（2014）年に批准しました。

この間、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立（平成 23（2011）年）をはじめ、直近では「障害者差別解消法」の成立（平成 25（2013）年）など、障がいのある人を取り巻く施策や制度は大きく変

化しました。

その中でも、「障害者差別解消法」は、平成 28（2016）年に施行され、行政機関や企業などの事業者等に対して「障がいを理由とする差別的取り扱い」を禁止するとともに、「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」を義務付けています。事業者による「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」については、**令和 6（2023）年 4月**から努力義務から法的義務に変更となりました。

本市においては、平成 27（2015）年に「鳥取市障がい者計画」を策定し、「いつまでも暮らしたい鳥取市～共に生きる地域づくり～」を基本理念として、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進しています。

また、障がいのある人への施策をきめ細やかに推進するため、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の目標数値や提供体制の確保等の方策を盛り込んだ「鳥取市障がい福祉計画」を平成 18(2006)年から 3 年ごとに策定してきました。

さらに、平成 28（2016）年の児童福祉法の改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援等の目標数値や提供体制の確保等の方策を盛り込んだ「鳥取市障がい児福祉計画」を平成 30（2018）年に初めて策定を行い、以降、3 年ごとに策定してきました。

現在、これら 3 つの計画について、令和 6（2023）年から始まる次期計画の策定を進めています。

「市民意識調査」では、障がいのある人の人権問題の存在について、「あると思う」と回答した人は、45.1%となっており、障がいのある人に関する人権についても、「経済的な自立が困難である」と回答した人が 53.1%と最も高く、次いで「世間から差別的な言動を受けたり、偏見の目で見られたりする」41.2%、「就職・職場で不利な扱い（賃金や施設環境等）を受ける」39.7%と、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や根強い偏見が今なお多く存在する現実がまだ残っています。

また、本市が平成 29（2017）年に実施した聞き取り調査では、地域での理解促進の難しさ、保護者が亡くなった後の不安、高齢化、介護・看護職員の人材不足や確保、情報の不伝達、施設のバリアフリー（P48 参照）化の遅れなど、障がいのある人への支援がまだまだ不足している状況があることと、障がいのある人への心無い一言により傷つき、外出をためらう声もあります。

さらに、平成 28（2016）年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した入所者等への殺傷事件は、全国に大きな衝撃を与え、共生社会の実現に向けた努力と、障がいの特性を知り、障がいのある人を理解する取組の重要性が改めて浮かび上がりました。

このような中、鳥取県では、平成 21（2009）年11月から様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」がスタートしました。そして、その取組を発展させるため、平成 29（2017）年9月には「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」が施行されました。

令和4年（2022）5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ（P44 参照）・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが求められています。

また、障がいのある人やその支援者のニーズを聞き取りながら、障がいのある人が地域で暮らしていくために必要な支援策を検討していく必要があります。

これらの取組を通じ、障がいの有無にかかわらず、誰もがひとりの個人としてその基本的人権が尊重され、互いに理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる共生社会の構築をめざすことが重要です。

## （2）施策の推進方針

「障害者基本法」に規定する「鳥取市障がい者計画」に基づき、社会的障壁（バリア）をはじめとする障害や障がいのある人に対する差別の禁止、障がいのある人を含む全ての人がともに暮らし、自立し、社会参加できるまちづくりを進めるため、施策を推進します。

- ① 理想とする暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。
- ② 障がいのある人がいつでも適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所及び各関係機関から構成される鳥取市地域自立支援協議会における

各分野の地域課題への検討を継続的に行い、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施することに努めます。

- ③ 障がいのある人への支援については、障がいのある人本人だけでなく、その家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者の支援も含めた重層的な支援体制の整備・充実に努めます。

障がいのある人の地域生活支援の充実に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。

- ④ 障がいのある人や家族、周りの人との交流・連携する機会を設けることにより、障がい者への理解と、市民への障がいの社会モデル（P46 参照）の考え方の普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求め、地域協議会設置や障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

- ⑤ 関係機関と連携し、障がいの早期療育体制の充実に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した切れ目のない教育支援体制の整備の充実に努めます。

- ⑥ 令和5年（2023年）3月策定の鳥取市バリアフリーマスターplanに基づき、施設整備だけではなく、障がいのある人や高齢者、乳幼児連れ等を含めたすべての人が安全・快適に移動・施設利用ができるように、それぞれの特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」を進めていきます。

また、聴覚や言語機能、知的などの障がいにより、話し言葉によるコミュニケーションに困難のある者との意思疎通を助けるツールとして、公共施設へのコミュニケーション支援ボードの設置を推進します。

- ⑦ 令和4（2022）年3月策定の鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）に基づき、障がい者を含むすべての人の読書活動を支援します。点字図書や拡大図書、LLブック、録音図書、デイジー図書等の視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍（アクセシブルな書籍）の収集、身体的に理由等により、図書館への来館

が困難な方にも、読書が可能となる電子図書館サービスを提供するなど、視覚障がい者等の読書環境の整備の充実に努めます。

## ○ 子どもの人権問題

### (1) 現状と課題

少子高齢化に伴い、日本では年々子どもの数が減少して、核家族化の進行も、地域社会と子どもの接点を少なくしている要因の一つになっています。

また、子どもに十分な時間とお金をかけられない保護者の存在にも、社会の関心が向けられるようになってきています。

子どもの貧困率は、平成 30 (2018) 年の「国民生活基礎調査」の結果、平成 27 (2015) 年（前回調査時）より、0.4 ポイント低下し 13.5%となりましたが、ひとり親家庭、とりわけ母子世帯では、85%を超える家庭が「生活が苦しい」と回答しています。

社会環境の変化は、そのまま子どもたちの生活へつながり、コミュニケーションの形も変化し、これまでにないストレスに子どもたちはさらされています。特に、令和 2 (2020) 年から続いた新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式に大きな変化をもたらし、外出自粛や時短営業、売り上げの減少などを背景に経済的困窮に陥る家庭もあったことに加え、屋外活動や体験学習等の中止、マスク着用の生活からリモート学習など、子どもの生活にも大きな影響を及ぼしました。

児童虐待については、平成 12 (2000) 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、さまざまな取組が進められてきました。

同法は、平成 16 (2004) 年に見直しされ、現在までに 4 回の改正が行われました。この間、児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その人格形成に重大な影響を与えること、この法律が児童の権利・利益の擁護に資すること、親権者などによる児童のしつけに際しての体罰の禁止が明文化されました。

そのほか、虐待を疑う児童を発見した者が通告する窓口が市町村にも拡大され、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、「要保護児童対策地域協議会」の設置義務などの所要の措置を講じられ、取組が強化されてきました。

また、令和元 (2019) 年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改

正され、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、また、子どもの年齢等に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され健やかに育成されることを基本理念とすることが明記されました。同じく、令和元（2019）年の「児童福祉法（昭和 22（1947）年）」改正では、児童虐待防止対策の強化を図るうえで、児童の権利擁護が明確にされました。令和 4（2022）年の改正では、母子保健と児童福祉の役割の連携や協働が一層求められ、市町村における妊娠期から子育て期まで切れ目のない児童相談支援体制の強化が示されるとともに、ヤングケアラーなど家庭内での複雑で複合化する課題に対して、子どもとその家族全体への関係機関の連携による包括的な支援体制の強化について示されました。そして、この改正では、令和 6（2024）年 4 月より市町村では、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置が努力義務とされました。

また、平成 25（2013）年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」により、いじめの定義や基準が明確に示されたことで、相談窓口の充実や実態の顕在化に大きく貢献するとともに、子どもの育ちが保護者のみの責任ではなく社会の問題であるという意識の高揚にもつながりました。

「市民意識調査」の結果を見ると、「あなたの周りにおいて、次のような人権問題があると思いますか」との問い合わせの中で、子どもの人権問題に関する項目では、「あると思う」と回答した人は、全体で 28.5% でした。

また、子どもに関する人権上の問題について、「特に問題になっているものは何か」という設問に対し、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの児童虐待」と回答した人が全体で 65.6% と最も高く、次いで「子ども同士の暴力や仲間はずれ、無視などいじめ」が 53.8% となっています。

児童虐待の発生予防、子どもの保護や支援、保護者支援など、まだまだ多くの課題が残されているのも現実です。子どもの命や心身の発達に影響する児童虐待への対応について、関係機関が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、安心して子育てができる社会環境の整備や相談体制の充実を図るなど、子どもの最善の利益を保障するという視点で施策を推進していく必要があります。

平成 6（1994）年、日本が批准した「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」では、すべての子どもたちが、成長の過程で必要な保護・援助が受けられることを前提に、子どもを一人の人格、子どもが権利の主体であ

ることを認めています。

「子どもの権利条約」の理念を遂行するためにも、保護者を虐待に向かわせない、安心して子育てができる社会環境の整備、すべての子どもが安心して過ごし、学ぶことのできる学校環境づくり、安全な地域社会づくりが求められています。また、令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」では、子ども等の意見の反映についての項目が設けられ、国や地方公共団体は、子ども施策の策定等を行う際には、子ども又は子どもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが明記されました。

## （2）施策の推進方針

すべての子どもは、社会の大切な一員であり、心身ともに健やかに成長し自己実現を図っていく権利があります。子どもは大人の所有物ではなく、個人として尊重されなければならないという考えを共有し、教育・啓発を推進していきます。

今後とも「子どもの権利条約」の趣旨と内容の普及・啓発と実現に努めるとともに、「次世代育成支援計画対策推進法」による「鳥取市次世代育成行動計画」に基づき、施策を推進します。

- ① 本市の子育て支援事業や母子保健事業を進めるなかで、保護者の育児不安の解消や育児支援など、子どもが心身ともに健やかに周囲から愛されて育つよう環境の整備を推進します。
- ② 子どもが家庭や保育所・幼稚園・学校、地域の中で人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、子どもの人権について「児童福祉週間（5月5日～11日）」や「児童虐待防止推進月間（11月）」などをとおして啓発活動を行います。
- ③ 児童虐待の未然防止や早期発見、ヤングケアラーの発見、把握の取組を積極的に進めるため、相談窓口の充実と情報提供を図るとともに、「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を活用した、学校や関係機関との連携による必要な支援活動を行います。
- ④ 家庭や地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるとともに、子どもの人権を守る社会全体の風土を醸成していきます。
- ⑤ 保育所・幼稚園・学校において、「子どもの権利条約」を踏まえた、保育・教育内容の充実、保護者への啓発、職員研修などの施策を推進します。

⑥ いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期の適切な対応を図るため、いじめ防止教育の推進と支援体制を整備します。

また、いじめの重大事態が疑われる場合には、速やかに学校の設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。

さらに、必要に応じて第三者委員会を設置し、再調査や解決に向けた対策を速やかに行います。

⑦ 子どもの人権感覚を養い、相手も自分も大切にし、「いじめを生み出さない、いじめを許さない」意識や態度を育成するとともに、いじめ問題など身近な問題に向き合い解決していくための自治力や自己肯定感を育む人権教育を推進します。

⑧ 不登校やひきこもりの子どもが、将来に希望をもち、生きがいを見い出せるよう、関係機関等や民間団体と協働しながら、さまざまな学びの場を工夫し、**相談・支援体制の充実を図ります。**

⑨ 「こども食堂（P45 参照）」の取組については、全小学校区での展開を視野に、困難を抱える家庭の発見、支援を進めます。

⑩ ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当、自立支援給付金、小中学校入学支度金の支給及び母子父子寡婦福祉資金貸付に加え、学習支援事業の実施による養育・教育等の支援、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施による就労支援、養育費確保のための公正証書作成や家庭裁判所の調停等に必要な経費支援等、生活の自立と安定に向けた取組を推進します。

また、相談者へ必要な情報が届く制度周知や関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

⑪ 「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、子どもの包括的な相談支援を行います。

⑫ 子ども施策の対象となる子どもとその保護者等に寄り添い、声を聴くことで、子ども等が抱える課題や思いをしっかりと受け止め意見を反映した施策の策定と実施を目指します。

## ○ 高齢者の人権問題

### （1）現状と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和4（2022）年9月末

現在で、55,641人、総人口に対する高齢者人口の割合（高齢化率）も30.3%と、3.3人に1人が高齢者で、本市においても高齢化が確実に進行しています。

高齢者の増加に伴い、日常生活に介護や支援を必要とする要介護と要支援の認定者は、11,111人（同時期）と年々増加しています。

また、ひとり暮らしの高齢者も増加し続け、平成27（2015）年の国勢調査時で7,240人であったものが、令和2（2022）年の同調査時では、8,223人と、約1.14倍となっています。

介護を取り巻く状況も、主たる介護者も高齢者という、いわゆる「老老介護」や介護のために仕事を辞めざるを得ないといった「介護離職」、近年では、高齢の親が引きこもりの子どもの生活を支える「8050問題」も生じており、高齢者のみの問題だけでなく複雑化しています。

こうした社会状況の中で、加齢に伴い介護を必要とする高齢者や認知症のある高齢者も年々増加しており、令和4（2022）年9月末現在、要介護認定を受けている65歳以上の人の中で、なんらかの見守りや介護、医療が必要と思われる認知症高齢者は6,665人となっています。

認知症は、誰でも発症する可能性のある疾患であり、年齢とともに発症率が高くなっています。高齢化の進行とともに、今後も認知症の人はますます増加することが見込まれます。

また、介護の長期化、養護者の高齢化による介護力の低下などとも相まって養護者の心身の負担が重くなっている状況もみられます。そして、これらが起因しての身体的虐待や心理的虐待、経済的虐待、介護放棄等のいわゆる「高齢者虐待」の問題が生じています。

さらに、「市民意識調査」の高齢者に関する人権上の問題で「特に問題となっているものは何か」との設問に対し、一番多かった回答が「高齢者を狙った詐欺などの犯罪が多い」の59.3%であるように、最近では、高齢者が悪質商法で被害に遭うケースや、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の財産管理の問題なども増加しています。

高齢者を取り巻く社会には、年齢制限など高齢者の豊かな知恵・経験・技術が活用されない就労状況や、社会的に高齢者として決め付ける偏見や固定概念が存在します。また、高齢者であることによって各種の社会参加をする機会が奪われていくなどの問題もあります。

そのため、高齢者が自身の知識や経験を活かし、生きがいづくりや地域貢献活動などに取り組み、地域の担い手の一員として活躍できる機会の提供や活動の支援が必要となっています。

今後、全ての高齢者的人格や個性が尊重されながら、さまざまな分野で活動が可能なまちづくりを進めるとともに、高齢者に対する身体的、心理的、又経済的虐待に対する防止対策などを積極的に取り組む必要があります。

加えて、介護サービスの利用者が自分の思いを伝えられ、自分らしく生活できるよう、介護事業者に対して、資質の向上への取組を働きかける必要があります。

## （2）施策の推進方針

本市は、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、「老人福祉法（昭和 38（1963）年）」及び「介護保険法（平成 9（1997）年）」の規定により策定する「第 9 期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（計画期間：令和 6（2024）～8（2026）年度）に基づき施策の推進を行うとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17（2005）年）」また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5（2023）年）」に基づき施策を推進します。

- ① 高齢者の価値観や自主性を尊重しながら、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の自己実現を支援していきます。また、必要な人が必要とする専門的サービスを適切に利用できるように、情報提供に努めます。
- ② 高齢者がその知識や経験を活かして、実社会の担い手として活躍することができるよう、就労環境の整備や地域貢献活動の推進を図ります。
- ③ 健康づくりや介護予防を重視した取組を行うとともに、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用しながら住み慣れた家庭や地域でできる限り生活し続けられるよう、サービス提供体制の強化に努めます。  
また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、医療・介護の専門職による支援活動の充実を図ります。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、「地域包括支援センター」、「認知症地域支援推進員」、さらには「生活支援コーディネーター」などの福祉の関係者が連携し、地域の関係者との信頼や協力関係を築きながら、地域で高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みます。

- ⑤ 認知症などで判断能力が不十分な高齢者の財産や生活を守るため、「成年後見制度（P47 参照）」の普及に努めます。
- ⑥ 認知症に関する正しい理解や認識を深めるため、出前講座や認知症サポーターの養成等を通じて、啓発活動を推進し、認知症の人もそうでない人も暮らしやすい地域共生社会の実現に取り組みます。
- ⑦ 高齢者虐待に対して、関係機関と連携して必要な措置を講じます。また、認知症や虐待への知識を深めるように、介護事業者の資質の向上への取組を働きかけます。
- ⑧ 老人クラブなどの高齢者団体の活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、地域貢献活動などを促進します。

## ○ 外国人の人権問題

### （1）現状と課題

本市には、現在約 1,600 人の外国人が居住しています。新型コロナウイルス **感染症**拡大以前の平成 30（2018）年までの日本における在留外国人は、人数が増加するとともに多国籍化が進行しており、本市においても同様の傾向となっていました。そのような中、国は深刻化する産業界の人手不足に対応するため、平成 31（2019）年に在留資格「特定技能」を創設し、さらには令和 4（2022）年に技能実習制度の見直しの検討を開始するなど、外国人の受入と共生社会づくりに取り組んでおり、今後も在留外国人が増加することが想定されます。

しかし、その一方で、言葉や文化の違いによる日常生活での悩みや孤立の実態、在日韓国・朝鮮の人々の歴史的背景や実態、近年増加しているベトナムの人々の実態など、在留外国人に対する理解や認識は、十分に進んでいるとは言えない状況にあります。加えて、人種や民族、文化、宗教の違い、さらには、新型コロナウイルスの拡大などに起因するさまざまな差別や偏見も存在しています。こうした中、平成 28（2016）年には、特定の種族や民族への差別を煽る「ヘイトスピーチ」が社会問題となったことを踏まえ、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、国と地方公共団体による相談体制の整備や教育の充実、啓発活動など、対策を講ずるよう定められました。

「市民意識調査」の外国人の人権上の問題を問う設問の回答結果によると、「外国の生活習慣や文化などへの理解の不足」が 41.3%と高い割合でした。また、

「わからない」と回答した人も 30.3%と多く、全体として理解不足や関心の低さが伺えます。差別や偏見をなくしていくためには、互いの文化に関心をもち、お互いに理解していくことが必要です。

また、本市が平成 29（2017）年度に実施した聞き取り調査において、多くの外国人が感じている問題は、「言葉の壁」に起因するものであることがわかりました。

こうした課題に対し、本市は国際交流・多文化共生（P47 参照）の取組の拠点として位置付けている「鳥取市国際交流プラザ」を中心に、生活情報や生活物資の提供、生活相談、日本語指導などといった支援の取組を行っています。

また、令和 3（2021）年度には「鳥取市多文化共生推進プラン」を県内自治体で初めて策定し、多言語・やさしい日本語での情報提供による生活支援、教育活動支援員の派遣による義務教育の保証、国際理解講座や交流イベントの開催による共生意識の醸成などの取組を行っています。

在留外国人に対する差別や偏見の解消を図るうえで、国籍や民族に関わらず、全ての住民が安心・安全に暮らせる「多文化共生社会」の実現に向け、今後も在留外国人に対する理解や認識を深め、地域の共生意識を高めるための施策を推進していくことが必要です。

## （2）施策の推進方針

- ① 国籍や民族、文化が異なる人々と交流・連携する機会を設けることにより、国際理解を目指します。また、お互いが理解・尊重しあって共に生きる多文化共生のための教育・啓発を推進します。
- ② 在留外国人や関係団体などとの情報共有・意見交換により、在留外国人の市政参画を促進し、「多文化共生社会」の実現を目指します。
- ③ 在留外国人児童生徒の語学をはじめとする学力の向上に努めます。また、在留外国人児童生徒の保護者等に対しても日本語を学ぶ機会の提供に努めます。
- ④ 日常生活全般における言葉に関する不便・障がいを取り除くよう、外国語や「やさしい日本語」による情報提供の充実<sub>および指さし会話帳などのコミュニケーションツールの活用</sub>に努めます。
- ⑤ 平成 28（2016）年に施行された「ヘイトスピーチ解消法」の周知及び、こ

の法律に基づいた相談体制の整備や教育・啓発の推進に努めます。

## ○ 病気にかかわる人の人権問題

### (1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、さまざまな病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないために、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人（P48 参照）が人権侵害を受ける現状があります。

病気にかかわる人に日常生活や就労等社会生活を営む上で生じる問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取組が必要です。

「ハンセン病（P48 参照）」は、国による隔離政策と官民一体となって行われた「無らい県運動」により、社会全体にハンセン病が恐ろしい病気であるという誤解を与え、差別や偏見を助長してきました。

ハンセン病回復者が、はじめて故郷に埋葬された事例が本市にはありますが、平成8（1996）年「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」や令和元（2019）年の「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行された現在でも社会的には根強いハンセン病への差別や偏見が存在しており、ハンセン病回復者やその家族が安心して暮らせない現状があります。

HIV感染者やエイズ患者、新型コロナウイルス感染症等をはじめとする感染症患者やその家族等、病気に関わる人に対し、正しい知識や理解の不足から、病気そのものや病気に関わる人を特別する偏見や差別意識が存在しています。

精神疾患に対しては、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識や情報等が伝わってないことから誤解や偏見が生じています。このことから、職場や地域で患者が疎外されたり排除されることがあります。

難病は、原因が分からなかったり、治療方法が未確立であり、また、症状が慢性的となったり、又は進行性があるために、患者及びその家族が日常生活を送る上で、**身体的精神的負担、経済的負担等**さまざまなお困りごとが生じています。厚生労働省が指定している難病のほかにも社会的に十分認識されていない病気もあり、可能な限り当事者の社会参加を進めていくためにも、**医療的支援や社会の一層の理解**を求めていく必要があります。

64歳以下の人の認知症を「若年性認知症」と言いますが、社会の認知症に対

する否定的な見方がある中で認知症であることを周りの人に知られることで、不当な扱いや疎外されることを恐れて、誰かに相談しづらい現状があります。その結果、認知症の本人が自分自身の望む暮らしを諦めてしまうこともあります。診断後も早期に相談ができ、本人同士がつながり、集うことのできる仕組みづくりが必要です。そのために、本人の声を聴き、共に考え、より良く暮らしている本人の声を広く伝えていくことが大切です。

また、何らかの病気になっても働き続けることができるような「治療と仕事の両立支援」も重要です。患者側の人権を重視し、治療側との信頼関係のもとで安心して治療を受けることができる医療が求められています。医療従事者から自分の病状について十分説明を受け、同意した上で治療を受けるインフォームド・コンセント（P44 参照）の確立など、患者の立場に立った医療を行うことが求められるとともに、病気等に関する患者や家族のプライバシーの保護が求められています。病気にかかっている人や家族の人権に十分に配慮していくことが必要です。

## （2）施策の推進方針

- ① 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成21（2009）年）」、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元（2019）年）」の施行を踏まえ、ハンセン病回復者やその家族が名誉を回復し、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を行い、差別や偏見の解消を図るため、関係機関と連携して教育・啓発に取り組みます。
- ② 感染症等に関する市民への情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、相談を受け付けます。
- ③ 精神疾患や難病を含む病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。
- ④ 若年性認知症については、県等関係機関と連携を取りながら、当事者が集い、情報交換等を行う活動を支援するとともに、正しい理解の普及・啓発に取り組みます。

また、県等と連携し、早期発見・早期治療につなげるための相談やサポートセンターの育成などの支援を行います。

⑤ インフォームド・コンセントの確立と、医療・保健・福祉など関係機関との連携を図りながら患者の心情を理解し、患者の立場に立った医療の推進を図ります。また、患者や家族等の病気等に関するプライバシー保護について、特段の配慮をするように関係機関の職員の意識啓発に努めます。

## ○ 個人のプライバシーの保護

### (1) 現状と課題

本市はもとより全国の自治体や企業等は、コンピュータやネットワークなど高度化する情報通信技術（ＩＣＴ）の活用とともに、大量の情報処理や情報管理を行っています。

その一方、自治体や企業等を問わず、収集し、保有する個人情報が本人の認識がないまま出し廻され、売買の対象とされたり、悪徳商法等に利用されたりするなど、著しい人権侵害の事例が生じています。

デジタル社会の進展に伴い、個人情報の有用性に配慮しながら、かつ個人の権利利益を保護することが求められており、電算業務上の管理面において個人情報の保護対策に万全を期することが大きな課題となっています。

平成 27(2015)年度には、全国の自治体で「マイナンバー（P49 参照）制度」が施行されました。市民の利便性の向上や行政の事務の効率化が進む一方で、個人情報流出によるプライバシー侵害を防止するための対策の強化も必要となっています。行政はもとより、企業や個人においても、情報管理をより一層徹底しなければなりません。

本市においては、市民の個人情報に深くかかわるとともに、大量の個人情報を取り扱う事務が数多くある状況を踏まえて、職員一人ひとりが市民の個人情報を保護するということは市民の人権を守ることであるという認識に立ち、必要な範囲において、かつ正確な個人情報を適切に保有管理し、業務を遂行することが強く求められています。

また、情報漏えいも、個人のプライバシーに関する人権侵害も、人的な要因によって引き起こされるものであることを踏まえ、市民や企業に対しては、個人情報保護に関する知識と意識の向上を図るため、地域や企業での研修による啓発活動を行っています。

本市では、「個人情報の保護に関する法律（平成 15（2003）年 5 月公布）」に

基づき、本市の機関が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、本人に対する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図っています。

平成24（2012）年度からは「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を実施し、個人情報の漏えいや身元調査につながる住民票や戸籍謄本などの不正請求の抑止に努めています。

また、「個人情報の保護に関する法律」では、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等が定められ、企業等についても、保有する顧客情報などの個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めることができます。

そして、市民一人ひとりは、自らの個人情報が自らの人権に関する問題であることを理解し、自らの個人情報を守るという意識を持つことが大切です。

お互いのプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために最も重要なことです。個人情報保護の重要性が認識され人権が守られる社会づくりのために、行政や市民、企業等が一体となって取り組む必要があります。

## （2）施策の推進方針

- ① 個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校、地域、行政、企業などでのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会（小地域懇談会や企業研修など）の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。
- ② 「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、個人情報の適正な取り扱いに努め、個人のプライバシーが守られる社会の実現を図ります。
- ③ 「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする法令等の定めるところにより、人及び設備の両面の対策を図り、個人情報の保護に努めます。また、個人情報に関する苦情処理の対応についても、総務課を窓口として解決に向けて支援を行います。
- ④ 「住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度」について、引き続き市報やホームページ等により広く市民への周知に努め、不正請求の抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。

⑤ 「鳥取市電子計算組織管理運営規程」や「鳥取市情報セキュリティポリシー」に基づいて、機器・電子データ・磁気媒体等の管理者を設置し、これらの適正な管理体制を確保します。

また、セキュリティ管理体制の順守、電子データの適切な取扱い、事故発生時の適切な対応、個人のシステム利用の制限、運用に関する基準及び運用実績記録の作成などの人的対策を推進します。

⑥ 平成 27（2015）年度の「マイナンバー制度」の施行を機に、特定個人情報の取扱いを制限するためのセキュリティポリシーの改訂や、国の指針に基づく業務システムのインターネットからの分割などの情報ネットワークシステムのセキュリティを強化しており、情報セキュリティを更に徹底した電算システムの運用を推進するとともに、職員研修、時流に即したセキュリティ対策を継続して進めています。

## ○ アイヌの人々の人権問題

### （1）現状と課題

国際連合では平成 7（1995）年に「人種差別撤廃条約」が採択され、人種、皮膚の色又は種族的出身を理由にする人間の差別は、人間の尊厳に対する侵害であり国際連合憲章の原則の否定、世界人権宣言に謳われている人権及び基本的自由の侵害及び国家間の友好的かつ平和的な関係に対する障害及び諸国民の間の平和及び安全をも害するものとして非難されなければならないとしました。

アイヌの人々に関する課題解決に当たっては、この条約の主旨が根底になっています。アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の文化を持って生活していましたが、幕末以降、和人による支配が進みました。

平成 9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されるまでは、アイヌの人たちを保護するという名目ではあったものの、「旧土人保護法（明治 32（1899）年）」という差別的な名称の法律で同化政策が推し進められ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど抑圧されていました。

その後、国際連合からの勧告等もあり、平成 20（2008）年、衆参両議院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、アイヌ民族が先住民族であることが正式に認められました。

平成 21（2009）年には「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書が内閣官房長官に提出され、内閣官房内に「アイヌ総合政策室」が設けられています。これを受け、平成 21（2009）年に「アイヌ政策推進会議」が発足し、総合的なアイヌ政策の推進に向けて議論が重ねられています。

また、平成 22（2010）年には、「民族共生の象徴となる空間」「北海道アイヌの生活実態調査」両作業部会の設置。平成 23（2011）年 6 月には両作業部会から報告書が提出され、その後 8 月に「政策推進作業部会」を設置。平成 26（2014）年には、アイヌ文化の復興等を推進するための「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生の象徴となる空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

さらに、平成 28（2016）年のアイヌ政策推進会議において、象徴空間全体、博物館、公園について「民族共生象徴空間」、「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」に正式名称が決定されました。令和元（2019）年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」に基づき、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「基本的な方針」が閣議決定されました。令和 2（2020）年「民族共生象徴空間」（ウポポイ）がアイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとしてオープンしました。

令和 4（2022）年度の内閣府による「アイヌに対する理解度に関する世論調査」によれば、アイヌの人々や文化に接した機会の有無についての問い合わせに対し、70.5%が無いと回答しています。この調査でアイヌ民族の歴史や文化についての国民理解が深まっていないことが分かりました。

アイヌ施策推進法の施行により、アイヌ政策が全国的に展開されているものの、依然として歴史や文化への無関心や誤った認識から、就職や結婚などにおいて差別や偏見や生活上のさまざまな人権侵害が存在していて、本市においても、教育・啓発を進めていく必要があります。

## （2）施策の推進方針

アイヌの歴史や文化に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々への偏見や差別意識の解消をめざし、関係機関と協力し教育・啓発を推進します。

## ○ 刑を終えて出所した人の人権問題

### (1) 現状と課題

刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人に対しては、本人に強い更生の意欲がある場合であっても、犯罪や非行履歴が広められるプライバシー侵害や、地域住民の根強い偏見や差別意識が存在するため、就職先や住居等の確保が困難であるなど、社会復帰に向けての基盤が確保しにくい実態があります。

このような中、平成 28(2016)年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が成立、施行され、翌年 12 月には、国の再犯防止推進計画が策定されました。刑を終えて出所した人等の社会復帰の壁となっている事案を解消させていくために、家庭、学校、職場、地域社会でのあらゆる場所・機会をとらえて、更生保護の啓発活動を積極的に推進し、理解を得ていく必要があります。

あわせて、刑を終えて出所した人たちの社会復帰と自立支援に必要な相談活動やサポート体制も求められており、本市職員も仮出所前や出所前の講習に参加しています。

また、犯罪の被疑者や受刑者の家族に対する不当な差別や偏見などの問題も、解決に向けて取り組む必要があります。

### (2) 施策の推進方針

刑を終えて出所した人たちや犯罪の被疑者、その家族に対する偏見や差別意識が解消され、家庭、学校、職場、地域社会が理解することが必要です。

本市では、令和 3 年度に「鳥取市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができる地域づくりを進めることとしています。

また、令和 5 年 4 月には、国の第二次再犯防止推進計画が策定され、地域による包摂を推進することが、重点項目として加わりました。

本市としても、地域共生社会の実現に向けた取組とあわせて、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、県をはじめ民間の関係機関等と連携して取り組んでいきます。

今後も社会復帰にかかわる「保護司会」や「保護観察協会」、「更生保護女性会」、「BBS（P49 参照）会」、さらには民間ボランティア等関係機関と協力し、こ

の偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発を推進するとともに、相談体制・就労支援や住居等の経済的支援体制の構築と推進に努めます。

## ○ 犯罪被害者やその家族又は遺族の人権問題

### (1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の多くは、その権利を尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。

平成 12（2000）年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」、平成 16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」の制定、平成 20（2008）年に経済的支援の充実を図った「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」の改正、令和 3（2021）年の「第 4 次犯罪被害者等基本計画」の策定など、犯罪被害者等の保護や支援の制度が整えられてきました。

しかしながら、犯罪被害者等は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的ショックに起因する体や心の変調をはじめ、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、医療費の負担や失業等による経済的な困窮、取材や報道によるプライバシーの侵害等からくる深刻なストレス等、さまざまな問題（二次的被害）に苦しんでいます。

本市においては、こうした犯罪被害者等が一日も早く平穏な日常生活を取り戻し、安全で安心して暮らすことができるよう、令和 4（2022）年 12 月に「鳥取市犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、犯罪被害者等が直面する様々な問題について相談に応じ必要な情報提供や助言を行う「総合窓口」を設置し、経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定など犯罪被害者等に寄り添った支援を行っています。

犯罪被害者等の人権が侵害されるケースは、依然少なくありません。犯罪被害者等の人権が尊重される社会をより一層実現するため、国、県や鳥取県警察本部及び公益社団法人とつとり被害者支援センターなどの関係機関と相互に連携協力して総合的な支援を行う必要があります。

また、犯罪被害の潜在化の防止と犯罪被害者等が相談しやすい環境を構築するため、関係団体及び当事者団体と協力し、犯罪被害者等の心情や立場について

理解を深めるための啓発活動に積極的に取り組む必要があります。

## （2）施策の推進方針

- ① 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、国、県、関係機関等と連携協力し、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に推進します。
- ② 犯罪被害者等の人権は、誰もが被害者となる可能性がある中、社会全体で守り、支え合う必要があります。家庭、学校、職場、地域社会で犯罪被害者等を支援していくという意識の醸成と二次的被害の発生を防止するため、講演会やパネル展示、チラシやポスターなどによる啓発に努めるとともに、「公益社団法人とつとり被害者支援センター」や「犯罪被害者支援ネットワーク」と連携して相談やサポートに努めます。

## ○ 性的マイノリティの人権問題

### （1）現状と課題

これまで社会では、性は男性と女性の2つに分けられ、異性を好きになるということがあたり前と捉えられてきました。しかし、今、性的指向及びジェンダー・アイデンティティは多様であるということが少しづつ認識されてきています。

性的マイノリティ（P47 参照）とは心と体の性が一致しない人（性同一性障がい等）や、好きになる人が異性であるとは限らない人など、性的指向及びジェンダー・アイデンティティについて少数派といわれる人たちのことを言い、LGBT（P45 参照）という言葉で表すこともあります。

日々の生活の中であたり前と思われている男女の区別が辛く、受け入れがたく感じている人や、性的マイノリティへの日常的な差別言動などから、学校、職場、地域など周囲の人からの差別や偏見を恐れ、カミングアウト（P45 参照）できずに苦悩されている人もいます。

また、性の区分を前提にした社会生活、制度上の制約などさまざまな問題があることから、この解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

国においては、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の基準を満たす人は戸籍の性別変更が可能となりました。令和5年（2023）年に性の多様性に関する国民の理解を増進し、性の多様性に寛容な社会の実現を目指し「性的指向及びジェンダー・アイデンティテ

イ（P44 参照）の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

また、平成 27（2015）年には、渋谷区で同性カップルを「結婚に相当する関係」として認める「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（同性パートナーシップ条例）」が制定され、渋谷区を筆頭に現在は全国の 300 を超える自治体で導入されています。このような自治体の動きの他にも、複数の企業が同性パートナーにも配偶者と同様の福利厚生制度を適用するなど、性の多様性を尊重する取組が進んでいます。

本市では、平成 15（2003）年から申請書等に不必要的性別記載を削除するなどの取組を実施しています。また、令和 3 年（2021）年から当事者同士の居場所づくりとして「L G B T Q コミュニティスペース」を開催、令和 4（2022）年に改正した「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」に性的指向及び性自認を追記したほか、リーフレットを作成し啓発にも努めています。

今後も性的マイノリティの人権について多くの人に理解され、自分らしく生きることがあたり前となるよう、教育・啓発等に取り組んでいく必要があります。

## （2）施策の推進方針

- ① 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的マイノリティの方への差別や偏見が解消され、正しい認識と理解が深まるよう学校や職場における教育・啓発に努めます。
- ② 各種申請書等の公文書について、不必要的性別等の記載を省略するよう引き続き関係機関にも働きかけます。
- ③ 当事者の生きづらさや悩みを相談できる相談窓口や当事者同士の交流が図れるコミュニティスペース、居場所をつくるとともにその周知を図ります。
- ④ 鳥取県が令和 5（2023）に施行した「とっとり安心ファミリーシップ制度」に協調して取り組み、同性カップルやその家族が利用できる市民サービスを提供し、性の多様性に対応した施策の推進を図ります。

## ○ ハラスメント（職場における）に関する人権問題

### （1）現状と課題

職場における力関係等を背景としたいじめや嫌がらせの問題（ハラスメント）が注目され始めた背景には、これまでの終身雇用制が崩れ、不況や企業合併などで経営や雇用形態が急変する中、職場の人間関係が変化し複雑化していることが考えられます。

特に中高年に対するリストラの圧力、ノルマ強要などの労働強化、能力主義や成果主義などの導入による職場環境の変化のほか、**働く高齢者が増加するなかで、高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指していくこともこれからは重要になってきます。**また、労働者の意に反する性的な言動や行為（セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。））、妊娠・出産、不妊治療、育児・介護休業を理由とする解雇などの不利益な取り扱い（マタニティ・ハラスメント（P49 参照）など）、顧客などからの悪質な暴言、暴行、不当な要求などの行為（カスタマーハラスメント（P45 参照））などが大きく取りざたされています。

ハラスメントは、職場内の労働問題であるばかりでなく、受けた本人の失業や過労死へ結びつき、さらに、その家族まで影響が及びかねない人権問題でもあります。

令和2（2020）年6月より、職場内のパワー・ハラスメント（以下「パワハラ（P48 参照）」という。）を防止する規定が盛りこまれた、改正労働施策総合推進法が施行され、令和4（2022）年4月から、すべての企業に対してパワハラ対策が義務化されました。

また、令和4（2022）年に、新しい育児休業の創設や、雇用環境を整えることなど、男女ともに仕事と育児を両立できるよう**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）**が改正され、職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じることが事業者の義務となっています。

これを踏まえ、本市においても引き続き、国、県などの関係機関と連携しながら、その防止と被害者の救済に取り組んでいくことが必要です。

## **(2) 施策の推進方針**

ハラスメント（パワハラ、セクハラ等）防止について、家庭、職場、地域などの正しい認識の普及と啓発に努めます。また、企業・団体等への継続的な働きかけや、企業への訪問・普及啓発に努めます。

本市では、ハラスメント防止の要綱と指針を策定し、職員に対して継続して研修を行うなど、ハラスメントをしない・させない職場環境づくりに取り組んでいます。

今後とも、労働局等の関係機関と連携し、相談への対応、救済や調査等に取り組みます。

## **○ 生活困窮者の人権問題**

### **(1) 現状と課題**

平成 27（2015）年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行となり、生活困窮者自立支援制度が始まりました。生活困窮者の定義は「現に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者」とされました。

その後平成 30（2018）年に法改正があり「生活困窮者とは、就労の状況心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されました。

「生活困窮」とは、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状態の悪化や、社会からの孤立など、様々な問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ、生きがいを持って自分らしく生活をすることが難しくなっている状態をさします。

現在、日本社会は人口減少、単身世帯の増加、非正規雇用労働者の増加、孤独・孤立問題の顕在化・深刻化が大きな社会問題としてクローズアップされています。単身世帯は増加傾向にあり、世帯類型において昭和 55（1980）年は 20% であったものが令和 2（2020）年には 38% となっています（内閣府「結婚と家族をめぐる基礎調査」）。

また、職場では非正規雇用労働者が増加傾向にあり、近年、非正規雇用労働者に占める 65 歳維持用の割合が高まり、雇用形態はパート、アルバイトが増加しています。そして、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者（不本意非正規）の割合は全体の 14.3% となっています（総務省「労働力調査」）。

さらに、家族・友人等とのコミュニケーション頻度について、「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人」の割合は 10.6%となっています。日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した人のうち、行政機関・N P O 等からの支援について、支援を受けていない人の割合が 88.2%となっています（内閣官房「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」）。

このような家庭や地域、職場における環境の変化によって、社会的な孤立・孤立の問題を生じ、生活困窮を生み出す要因の一つにもなっています。生活困窮者の支援にあたっては、困難が深刻化しないうちに早期に把握し支援につなぐことと、課題が複合化している方・世帯への包括的支援体制の構築が必要となって います。

## （2）施策の推進方針

- ① 生活困窮者の多様かつ複合的な課題や「制度の狭間」の問題に対応し、待ちの姿勢ではなく早期把握に努めます。さらに、課題解決型の支援はもとより、伴走型支援により当事者と支援者が継続的につながり、個々の状況に応じた適切な支援を行います。
  - ② 地域住民が互いに役割・出番を持ち、支え合いながら暮らし、地域課題の解決を積極的に試みる地域づくりを進め、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。
- また、地域や単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働により役割分担や支援の方向性を定め対応していく包括的な相談支援体制の整備を図っていきます。
- ③ 孤独・孤立対策に係る知見や活動実績がある団体で構成する「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡充を図りながら、行政だけでは把握できない孤独・孤立問題を把握し、支援を必要とする人をスムーズに支援できるよう、官民が連携して取り組んでいきます。
  - ④ 正規就労を含めた就労の支援に関しては、求職者に対し、本市が設置する無料職業紹介所で雇用アドバイザーが就労相談を行うとともに、求人企業とのマッチング支援を行います。あわせて、各種スキルアップセミナーの開催や支援制度の紹介などにも積極的に取り組みます。
  - ⑤ 就労に困難を抱え、社会的に孤立している生活困窮者の相談支援について

は、中央人権福祉センター内に設置した「パーソナルサポートセンター」において、相談支援員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、相談者に寄り添った包括的・個別的・早期的な支援を行います。

## ○ インターネットにおける人権問題

### (1) 現状と課題

情報通信技術の進展により、インターネットは利便性の高いメディアとして多くの人に利用されています。インターネットの普及により、情報発信や情報収集、コミュニケーションの迅速性は、急激に向上しました。

しかし、インターネットの「公開性」、「拡散性」、「記録性」という特性が、掲載された情報の修正、消去や急激な拡散の防止などを困難にするとともに発信の匿名性を利用しての誹謗中傷、差別や偏見を助長する情報発信など深刻な人権侵害が多数発生しています。さらに、インターネット版部落地名総鑑の出現や児童ポルノの流通による性的児童虐待が発生しています。また、**令和3（2021）年**、国のG I G Aスクール構想により、小・中・義務教育学校に1人1台端末が導入され、児童生徒一人ひとりの状況に合わせた学習環境が整ってきた一方で、端末を使った誹謗中傷をはじめ、個人情報の無断掲載やS N Sでの仲間外し等のいじめも起きています。

「市民意識調査」では、インターネット上における人権に関する問題の主なものとして、「他人への誹謗中傷や差別的な表現などの掲載」、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトやネットポルノなどの違法・有害なホームページの存在」、「S N S（P44 参照）や防犯カメラなどから流出した映像がいつまでも見られるホームページの存在」等が挙げられています。

また、「侵害を受けた時の連絡先がわからない」といった意見があり、万が一犯罪等に巻き込まれた場合の適切な対応ができるための知識や手段に対する情報提供が不十分であるといった課題があります。

さらに、多くの人がスマートフォンなどの機器を1人1台保有する今、様々なデータや情報が流通するインターネット空間において、一人ひとりが適切に情報を受発信したり、A I等の新たなツールやサービスを活用したりするためのメディアリテラシーの向上が求められています。

## (2) 施策の推進方針

- ① インターネットの正しく、安全な利用の方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法などについて関係機関と連携して学校、家庭、地域、職場等で教育・啓発を推進するとともに相談窓口についても周知を図ります。

学校においては、インターネットによるトラブルやいじめ等につながる行為を未然に防止するため、各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、教職員を対象として専門家による講演等を行い、情報モラル教育やデジタル・シティズンシップ教育（P48 参照）を推進します。

- ② インターネット上での悪質な人権侵害事案に対しては、市民からの相談を受けるとともに、国や県、関係機関と連携しながら削除要請等を行っていきます。

また、2022（令和4）年10月にインターネット上での誹謗中傷などの人権侵害に対して適切に対応できる特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）の一部が改正されましたが、実効性のある法的整備について、引き続き国に要望していきます。

## ○ 災害時における人権問題

### (1) 現状と課題

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災により災害に対する意識が変わり、国の災害対策もその教訓を踏まえることで改善されつつある中で、毎年のように災害が発生しており、随時対策の見直しが行われています。

令和に入ってからは、令和元（2019）年東日本台風、令和2（2020）年7月豪雨等の水害により大きな被害が立て続けに発生しています。近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動とその影響が全国各地で現れています。被災した地域では、元の生活に戻ることが困難で、長期にわたる避難生活を余儀なくされている被災者の方もおられます。被災者の方の不安な気持ちを理解し、その心に寄り添う支援ができるような体制づくりが重要になっています。

災害が起きた際には、高齢者や障がい者、子ども、傷病者や妊婦等、要配慮の方々の避難時や避難後の生活について、その特性に配慮した食料や日用生活用具・機器の確保や、避難所における占有場所の配置などを考慮する必要があり

ます。

そして、要配慮者に対してきめ細かい支援や配慮を行うためには、災害対策基本法により作成が義務付けられている「避難行動要支援者名簿」や本人の申請により作成される「個別避難計画」の活用等を通じて、平常時から災害に焦点を置いて地域の居住者の把握をしておく必要があります。

また、情報の伝達に配慮が必要な方（視覚・聴覚に障がいのある方、日本語の理解が困難な方など）への情報伝達方法の多様化に対応しなければなりません。

一方で、正しく情報を把握していないために生じる風評被害、災害転入者へのいじめや差別等の問題等、災害時に発生するさまざまな人権問題を未然に防ぐ施策も必要です。

これらに対応するためには、過去の災害から学び、普段から行政だけでなく地域においても、災害時に一人ひとりの命を守るために必要なことについて考え、自分自身のこととして対策を考え備えることが求められます。

## （2）施策の推進方針

- ① 災害発生時における情報伝達については、鳥取市防災ラジオや鳥取市防災アプリなど、要配慮者にも配慮した様々な伝達媒体を利用するよう努めます。
- ② 市民がお互いに助け合うように、「避難行動要支援者支援制度」の周知を通して、要配慮者支援への理解と啓発を行い、自治会や自主防災会などと協力をして共助の体制づくりを推進します。
- ③ 地域での防災訓練等をとおした実践的な防災知識や技能と自主防災組織体制の充実を図ります。また、住民自らが作成する地区防災マップの作成を推進し、作成に係る指導助言を行います。
- ④ 安心・安全な避難ができるよう施設のバリアフリー化や介護・語学ボランティアの活用やプライバシーへ配慮した受け入れ体制の整備に努めます。  
また、通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の受け入れ先として、バリアフリー化に配慮した福祉避難所の確保と受け入れ態勢の整備を行います。
- ⑤ 災害における救援・被災者受入等の相談窓口を避難所内に開設し、食料や飲料水など生活支援物資に関連する情報提供や被災者受入等に努めます。
- ⑥ 災害からの地域の復興において、住民同士がつながり、困りごとを受け止める、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を進めるため、専門機関が連

携し、支援方法や計画を考え、地域内の支援につないでいく、災害ケースマネジメント体制の構築の検討を進めてまいります。

⑦ 風評被害や被災地出身者に対するいじめや差別が発生している現状を踏まえ、被災地の現状を正しく知ってもらい、被災者、被災地に対する差別や人権侵害を起こさないよう教育・啓発に努めます。

## ○ 自死にかかわる人の人権問題

### (1) 現状と課題

自死（P46 参照）は、その多くが経済・生活問題、健康問題、家庭問題等様々な要因が関係して心理的に追い込まれた末の死であると言われています。

我が国の自死者数は、平成 10（1998）年以降 14 年連続で 3 万人を超えていましたが、平成 18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行により、「個人の問題」と認識されがちであった自死が「社会の問題」と認識されるようになりました。その後、自死者数は減少傾向となりましたが、それでもなお自死者数は年間 2 万人前後で推移しており、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は先進 7 カ国の中でも高い水準にあるため、国を挙げての一層の取り組みが重要となっています。本市においても自死者数は平成 23 年をピークに減少傾向となりましたが、近年は横ばいで推移している状況です。

平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体において地域自殺対策計画を策定することが義務づけられました。本市では平成 31（2019）年 3 月に「いのち支える鳥取市自死対策推進計画（第 1 期）」を策定し、令和 3（2021）年 3 月に第 2 期として改訂し、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現を目指して自死対策の取組を推進しているところです。

また、残された自死遺族（P46 参照）に対する問題も重要な課題となってきています。自死遺族が受ける精神的な苦痛は大きく、自責の思いや自死遺族に対する差別的な言動や偏見の目で見られるなど、周囲から孤立してしまうことがあります。

自死遺族に対して、必要な情報の提供とともに遺族等に寄り添う姿勢で支援することや自死遺族の苦しい思いが社会に正しく理解され、地域での孤立を防ぐよう配慮が求められます。

## (2) 施策の推進方針

第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画に基づき施策を推進します。

① 生きることの促進要因への支援、自死対策を支える人材育成、住民への知識の普及啓発の強化、地域におけるネットワークの強化に取り組みます。特に、こころの健康に関心を持ち、自死のサインに気づき、つなげることができるゲートキーパー（P45 参照）を養成し、ゲートキーパーの役割を市民一人ひとりが意識することができるよう推進します。

また、精神疾患や精神科受診等に対する偏見や抵抗感が強いことから、心の問題について理解し、悩みを深刻化させないための啓発等を推進します。

② 本市では同じ立場や体験をされた人たちが、自死遺族の自助グループを結成し活動されています。こうした団体の存在について市民に周知するとともに、活動の支援に努めていきます。

## おわりに

めまぐるしく変化する社会の中で、解決すべき差別や人権の課題は複雑化・多様化してきています。こうした現状認識に基づき、新たに施行・改正された法律や人権をとりまく状況の変化を踏まえながら、今回の第3次改訂を行いました。

本市に暮らし、働き、学び、集う全ての人の人権が尊重され、差別や偏見、人権侵害のない心豊かな「人権尊重都市鳥取市」の実現に向けて取組を進めてまいります。

## 参 照 …… 用語の解説（50 音順）

### 1 アクセシビリティ（P16）

近づきやすいこと。物を得やすいうこと。また、道具などの使いやすさ、情報やサービスに対する利用のしやすさのこと。広い種類の利用者が製品や建物、サービスなどを支障なく利用できる度合いを指していることが多い。

### 2 インフォームド・コンセント（P27）

患者個人の権利と医師の義務をさす言葉。患者には医療上の自己の真実を知る権利があるので、医師は個々の患者が理解し納得できるように説明する義務がある。

### 3 H I V（Human Immunodeficiency Virus）（P 3）

ヒト免疫不全ウイルスのこと。一般にヒトに免疫低下を起こすウイルスとその感染による免疫不全症候群（エイズ 後天性免疫不全症候群）と合わせて使われることが多い。

### 4 S N S（Social Networking Service）（P39）

人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供するオンラインサービス。主な SNS に **X（旧ツイッター）**、インスタグラム、フェイスブック、ラインなどがある。

### 5 N P O 法人（Non Profit Organization）（P 5）

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、社会的な公益活動をする組織・団体をいう。

## 6 L G B T (P 34)

L : レズビアン (Lesbian) : 女性同性愛者

G : ゲイ (Gay) : 男性同性愛者

B : バイセクシュアル (Bisexual) : 両性愛者

T : トランスジェンダー (Transgender) : 生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

※これ以外にも性のあり方はさまざまあります。

## 7 カスタマーハラスメント (P 36)

顧客や取引先が、企業や団体に対して、社会通念上の妥当性を著しく欠いた悪質な言動、暴行、脅迫、過剰な要求や不当な言いがかりを行うこと。

## 8 カミングアウト (P 34)

自分が社会一般に誤解や偏見を受けている少数派の主義、立場であることを他人に伝えること。性的マイノリティ、在日外国人、H I V患者であることなどの公表。

## 9 協働のまちづくり (P 2)

協働のまちづくりとは、「鳥取市自治基本条例」に基づき、市民や事業者と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、対等の立場で協力し合い、公共的課題の解決や地域の実情に合わせたまちづくりに取り組むことをいう。(鳥取市協働のまちづくりガイドライン令和4(2022)年3月策定)

## 10 ゲートキーパー (P 43)

自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守る）を取ることができる人のことをいう。

## 11 こども食堂 (P 21)

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する活動。

## 12 ジェンダーアイデンティティ（P34）

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

## 13 自死遺族（P41）

親族のみならず職場の同僚、学校の友人、婚約者や内縁関係の人、親しい友人等も含め、自死によって影響を受ける可能性のあるすべてのこという。  
(自殺総合対策推進センターの手引における「自死遺族等」)

## 14 自死と自殺の表記（P42）

「自殺」という言葉は、悪いイメージで語られ、多くの遺族が辛い思いをしていることに配慮し、法律名や統計用語などを除き、「自殺」の呼称を「自死」に改めている。

ただし、法律等の名称（自殺対策基本法、自殺総合対策大綱など）や国等の統計に使用される用語（自殺死亡率、自殺者数など）は引き続き「自殺」を使用する。

## 15 社会モデル（P17）

社会モデルとは障がいのある人が受ける社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた障がいのある人と考える。社会が能力を発揮する機会を奪っているということ。社会モデルは、身体能力に着目するのではなく、社会の障壁に着目する考え方である。

## 16 障害と障がいの表記（P14）

「障害」という用語が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記する。

ただし、法令等の名称を用いる場合や団体名、施設名等の固有名詞、人や人の状態を表さないものは対象としない。

## 17 ストーカー（P 1）

同一の者に対し、つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、見張り、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、粗野・乱暴な言動、無言電話、連続した電話・ファクシミリ、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害を繰り返して行うことをいう。

## 18 性的マイノリティ（P 34）

性的少数派のこと。性同一性障害、同性愛者などの性に関する少数派に属している人全般をさす。

## 19 性別における固定的役割分担意識（P 12）

「男は仕事、女は家庭」あるいは「**男性は主要業務、助成は補助的業務**」などのように、男女の役割を固定的にとらえる考え方、意識をいう。

## 20 成年後見制度（P 23）

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が認知症高齢者等判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)に関する契約、遺産分割などの法律行為全般を行い、当事者を保護し支援する制度。

## 21 セクシュアル・ハラスメント（P 13）

一般には雇用の場での性差別の具体的な現れとして起きる「性的いやがらせ」をさす。身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。

雇用の場だけでなく、学校や病院や福祉施設などで生徒・学生や患者や障がいのある人が被るハラスメントも深刻な問題となっている。

## 22 多文化共生（P 25）

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

23 ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) (P 6)

配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力をいう。

24 デジタル・シティズンシップ教育 (P 40)

デジタルツールを適切に活用し、責任ある市民として社会に積極的に参加するためには必要な能力を身に付けることを目的とした教育のこと。

25 パワー・ハラスメント (P 36)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

26 ハンセン病 (P 26)

ノルウェーの医師ハンセンが発見したライ菌の感染によって起こる感染症のこと。ライ菌の伝染力はごく弱く感染しても発病することは極めて稀だが、潜伏期は3年から20年にも及ぶことがあるため、かつては遺伝病と誤解されたこともあった。仮に発症しても現在では、治療法も確立され確実に治癒できる病気である。

27 バリアフリー (P 15)

本来、住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差などを取り除くという意味であるが、広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられる。

28 病気にかかわる人 (P 26)

病気にかかっている人、病気にかかっていた人、またはその家族、遺族のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいう。

29 BBS (Big Brothers and Sisters Movement) (P 32)

少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動をいう。

30 ヘイトスピーチ (P 1)

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動をいう。

31 マイナンバー (P 28)

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する全ての人に1人1つの番号(12桁)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するため活用されるものをいう。

32 マタニティ・ハラスメント (P 36)

職場において妊娠・出産した職員に対して、妊娠や出産が業務上支障をきたしたという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行うことをいう。

33 メディアリテラシー (P 12)

テレビや新聞などのマスマディアやインターネットから受け取った情報を主体的に読み解く能力、情報を取捨選択する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力のこという。